

## 確定申告書が郵送で届いている方へ～はがきでお知らせしています～

平成29年分の確定申告から申告書等用紙の送付を一部省略しています。平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方には、「確定申告のお知らせ」のはがきが送付されます。

### ■はがきのみの送付となる方

- ・税理士会による無料申告相談会場
- ・地方公共団体による申告相談会場
- ・青色申告会による相談会場

## 申告が必要な方



### 平成29年中に所得があつた方

平成30年1月1日現在、那須町に住所があり、平成29年中に、次に該当する収入（所得）や控除がある方は申告が必要です。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなつた方（中途退職された方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受ける方

### 公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は町県民の申告が必要です

・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方

りますが、申告がないと受けることができません。

### 申告が必要か分からない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意のうえ、お問い合わせください。

## 申告に必要なもの

○申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込む方は通帳と通帳印が必要です）

○その他の関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

○印鑑

### 所得（収入）がなくて町県民税の申告が必要な方

※申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります。

○確定申告書、収支内訳書、はがき（税務署から事前に送付を受けた方のみ）

・扶養親族である子がいる場合

・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方等

・寡婦もしくは寡夫の方（寡夫は扶養親族である子がいる場合）

・マイナンバーが記載されている住民登録証明書類（通知カード、マイナンバーが記載されている住民登録証等）

・認証書類（運転免許証）

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。

ただし、番号認証書類及び身元確認書類の添付は必要ありません。

○給与・公的年金等の平成29分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらつてください。

・収支計算の基礎となる領収書、帳簿等を必ず整理記帳して、お持ちください。

・収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告を受けていただくことになります。

## 注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書等はあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができます。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

### ▼事業所得（営業・農業）、不動産所得

申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらつてください。

・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に入っている方等

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がある場合

（営業・農業）所得者、不動産